

# 新型インフルエンザ等対策 行動計画の改定について

～ 新たな感染症危機への対応指針 ～

真岡市 新型インフルエンザ等対策行動計画(概要版)



## 計画の概要

- ▶ 新型インフルエンザ等の感染症危機が発生した場合に、市民生活・経済への影響が最小となるよう、平時の準備や有事の対応を示すもの

## 改定の経緯

- ▶ 約10年前 国・県・市で行動計画を策定
- ▶ 新型コロナ発生を受け、**想定していなかった様々な課題**が浮き彫りになる
- ▶ 令和6年度 国・県で抜本的な改定を実施  
これを踏まえ、市の計画を改定するもの

	現計画	新計画
対象疾患 ワクチン	■ インフルエンザがメイン	■ 新型コロナ・インフル以外の幅広い感染症も対象
対策項目	■ 6項目のみ	■ 13項目に拡充 ■ 以前からの項目もきめ細かく記載

## 改定の効果

- ▶ **流行のピークを遅らせ、ピーク時の患者数を縮小**
- ▶ **医療提供のキャパシティを引き上げ、医療崩壊を防ぐ**



# 行動計画の対象となる感染症について

分類		考え方
① 新型インフルエンザ等 感染症	① 新型インフルエンザ	<b>未知の脅威</b> ⇒ 社会をコントロールして（止めて）でも対策すべき感染症 ⇒ 緊急事態宣言、外出自粛要請、イベントの中止など ⇒ 個人の権利や経済活動を制限できる強力な措置で封じ込め
	再興型インフルエンザ	
	② 新型コロナウイルス感染症 <b>追加</b>	
	再興型コロナウイルス感染症 <b>追加</b>	
② 指定感染症 <b>追加</b>		
③ 新感染症		

一類感染症	エボラ出血熱、ペスト など	<b>既知の感染症</b> ⇒ 危険度に応じて分類（患者の扱い方、まん延を防ぐ方法） ⇒ 個人の自由を制限する措置は限定的：社会制限ほぼなし
二類感染症	SARS、結核 など	
三類感染症	コレラ、腸チフス など	
四類感染症	狂犬病、マラリア など	
五類感染症	季節性インフルエンザ 新型コロナ【先般流行したもの】 急性呼吸器感染症（いわゆる風邪など） 梅毒、麻しん など	

# 改定のポイント

- ① 3つの時期に応じた対策・行動の明記
- ② 対策項目の拡充



# ① 3つの時期に応じた対策・行動

準備期		初動期		対応期	
発生前の段階	感染症が発生した段階 【発生の公表】	封じ込めを念頭に 対応する時期	病原体の性情に応じて 対応する時期	ワクチンや治療薬により 対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な 感染症対策に移行する時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有事に想定される対策を的確に講じるために必要な訓練や人材育成、医療提供体制の整備など、感染症の発生に備えた事前の準備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 世界で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置され、基本方針が実行されるまでの間</li> <li>■ 初動体制を確立し、庁内の情報共有を図る。</li> <li>■ 感染拡大のスピードを抑え、感染拡大への準備を行う時間を確保するために、病原体の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等発生初期段階</li> <li>■ 病原体について限られた知見しか得られていないため、海外での発生動向も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感染の封じ込めが困難で、感染が拡大した段階</li> <li>■ 知見の集積により明らかになる病原体の性状を踏まえ、国のリスク評価に基づき、医療提供体制維持のため、感染拡大の波を抑制するための対策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ワクチン等の普及により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。</li> <li>■ ただし、病原体の変異により、再度対策を強化する必要性が生じる可能性も考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ワクチンにより免疫の獲得が進むと、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るようになることから、国の方針に基づき、最終的に、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。</li> </ul>



## ② 対策項目の拡充 ※ 保健所設置市以外は7項目の構成

(旧) 行動計画		【新】国 行動計画		【新】市 行動計画
① 実施体制	→	① 実施体制	→	① 実施体制
② サーベイランス、 情報収集	→	② サーベイランス		
		③ 情報収集・分析		
③ 情報提供・共有	→	④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	→	② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
④ 予防・まん延防止	→	⑤ 水際対策		
		⑥ まん延防止	→	③ まん延防止
		⑦ ワクチン	→	④ ワクチン
⑤ 医療	→	⑧ 医療		
		⑨ 治療薬・治療法		
		⑩ 検査		
		⑪ 保健	→	⑤ 保健
⑥ 国民生活・経済	→	⑫ 物資	→	⑥ 物資
		⑬ 国民生活・経済	→	⑦ 市民生活・地域経済の安定確保



# 現計画と新計画の比較

対策項目	現計画	新計画【主な追加内容】
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市 対策本部の設置</li> <li>医療関係団体との対策会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事に機能する組織整備、訓練の実施</li> <li>全庁的な応援体制の構築</li> </ul>
2 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>コールセンターの設置</li> <li>市民との双方向のコミュニケーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的根拠に基づいた正確な情報提供</li> <li>偏見・差別、偽・誤情報への対応</li> </ul>
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスクや手洗い等の感染防止</li> <li>外出自粛要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者や濃厚接触者への対応（外出自粛要請の呼びかけなど）</li> <li>市施設の使用制限（人数制限・無観客開催・停止）</li> </ul>
4 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種・住民接種の実施</li> <li>集団接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁横断的な人員の確保、必要な人員の想定</li> <li>接種会場・医療従事者の確保</li> <li>健康被害救済制度の周知</li> </ul>
5 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の対策への協力</li> <li>自宅療養者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県への応援派遣体制 ⇒ 県の健康観察に協力できる人員の検討、県との協力による濃厚接触者の日常生活支援</li> </ul>
6 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資・資材の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の備蓄状況を随時確認</li> <li>近隣自治体との備蓄品供給に関する相互融通の協力</li> </ul>
7 市民生活・経済 安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>買占め等が発生しないよう要請</li> <li>火葬体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針を踏まえた事業者支援</li> <li>学校臨時休校時のオンライン授業</li> <li>生活支援を要する者への支援</li> </ul>

コロナの経験を踏まえ  
内容を拡充



# 真岡市行動計画の構成

～ 第3章 各対策項目の考え方・取組み ～



# 真岡市行動計画の構成 ～3段階の時期ごとに応じた対策～

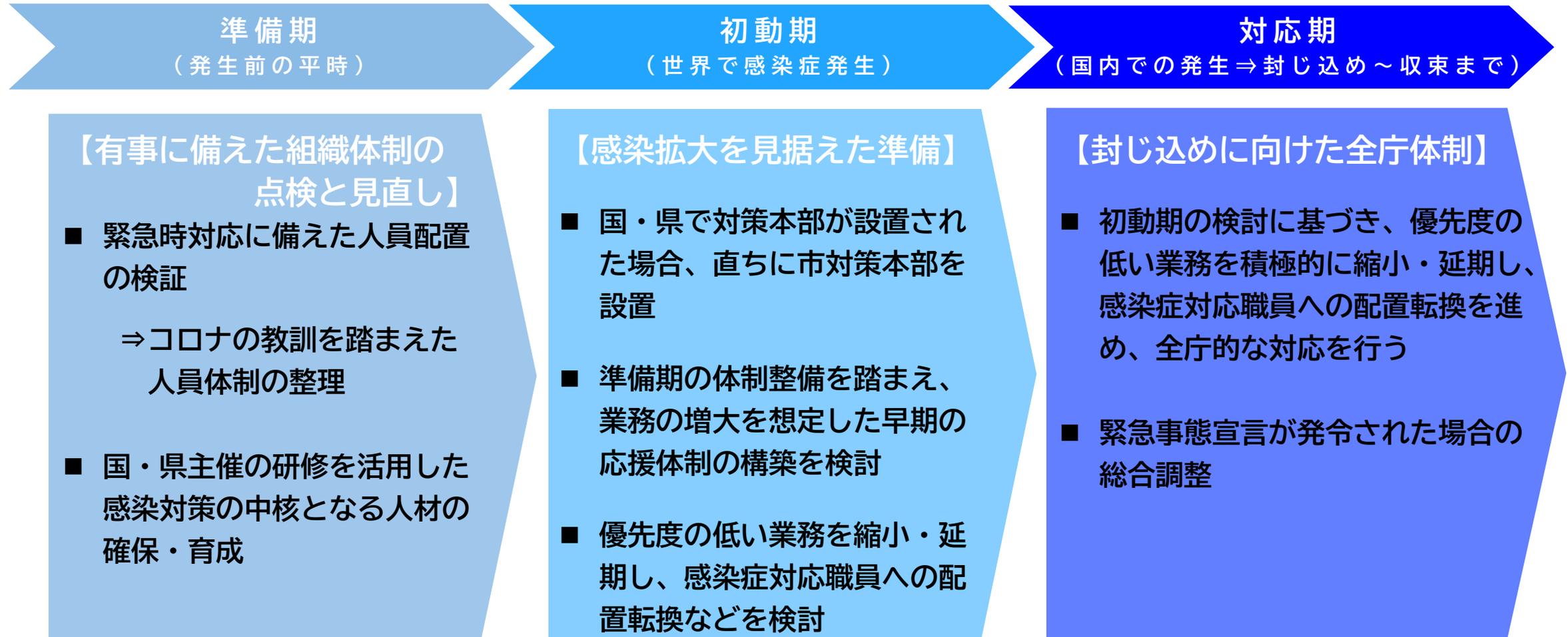
発生前の「準備期」、感染症の発生段階である「初動期」、封じ込め対応～収束までの「対応期」

対策項目	コロナ禍での対応例	準備期 (平時)	初動期 (感染症発生段階)	対応期 (封じ込めを念頭に対応する時期以降)
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対策本部にて、収集した情報から対策を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有事に機能する組織整備</li> <li>■ 訓練の実施</li> <li>■ 関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国・県で対策本部が設置された場合、直ちに市対策本部を設置</li> <li>■ 効果的な対策を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全庁的な応援体制の構築</li> <li>■ 状況に応じた体制の見直し</li> </ul>
2 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市内発生による記者会見</li> <li>■ 人権相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民への情報提供・共有方法の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 科学的根拠に基づく正確な情報提供</li> <li>■ 偽・誤情への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民への積極的な広報による情報提供</li> </ul>
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不要不急の外出自粛呼びかけ</li> <li>■ PCR検査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本的な感染対策の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市内でのまん延防止対策を準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まん延防止対策を実施 ⇒ 患者や濃厚接触者への対応 ⇒ 市施設の使用制限</li> </ul>
4 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別接種の体制</li> <li>■ 集団接種の会場設置</li> <li>■ コールセンターの開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平時から、会場等の接種体制構築に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接種会場や医療従事者を確保</li> <li>■ 住民接種に必要な資材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 集団接種等の実施</li> <li>■ 副反応情報の収集・提供</li> <li>■ 健康被害救済制度の周知</li> </ul>
5 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人員体制の強化</li> <li>■ 県への応援職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県への応援派遣体制の検討</li> <li>■ 県が実施する研修・訓練への参加</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県が実施する健康観察への協力</li> </ul>
6 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防護具、マスク等の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要な備蓄を計画的に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防護具等の備蓄状況を確認</li> <li>■ 医療機関で物資が不足するおそれがある場合、必要な対応を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 近隣自治体との備蓄品供給に関する相互融通の協力</li> </ul>
7 市民生活・経済 安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育て世帯給付</li> <li>■ 臨時特別給付の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平時から、マスク・生活必需品の備蓄など、市民への勧奨を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民への感染防止策、事業者への事業継続・自粛の準備など周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活支援を要する者への支援</li> <li>■ 臨時休校へのオンライン授業</li> <li>■ 国の方針を踏まえた事業者支援</li> </ul>



# 1. 実施体制

- 感染症の発生前から関係部局の役割を整理し、有事の際に機能する組織体制を構築
- 人材の確保・育成や実践的な訓練を通して対応能力を高めておき、発生時の感染拡大を可能な限り抑制する。



## 2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 平時から、市民の感染症危機に対する理解を深め、効率的な情報提供・共有方法の体制を整理しておく。
- 有事の際は、市民が適切に行動できるよう、正確な情報提供と偽・誤情報への対応を実施

準備期  
(発生前の平時)

### 【平時からの情報提供・共有方法の整理】

- 「高齢者・こども・外国人など」受け手に合わせた、わかりやすい情報を提供
- 発生時に情報提供を円滑にできるよう、双方向の情報共有の方法を整理
- 国の公表基準を確認し、個人情報保護に留意した対応基準の設定

初動期  
(世界で感染症発生)

### 【迅速な情報提供】

- 準備期に整備した体制を活用し、利用可能な情報媒体を駆使して、迅速な情報提供を実施

### 【双方向のコミュニケーション・偏見等への対応】

- コールセンターを設置し、市民からの質問・疑問に対応
- SNSで広まる偏見や偽情報に対し、科学的根拠に基づく正確な情報を発信

対応期  
(国内での発生⇒封じ込め～収束まで)

### 【封じ込め措置の段階】

- 不要不急の外出自粛など、市民の理解を得るため、その根拠を明確に説明

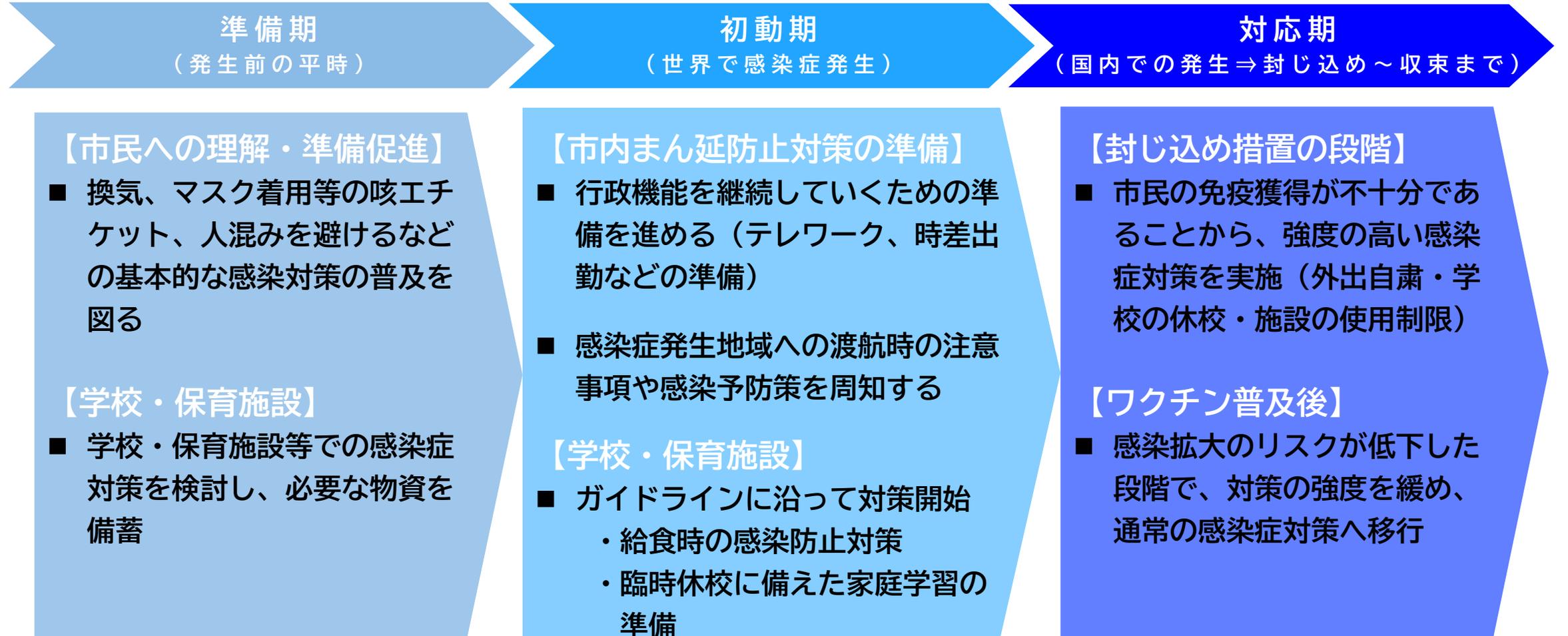
### 【個人判断に委ねる感染症対策への移行：収束段階】

- 特措法によらない基本的な感染症対策への移行に不安を感じる市民がいることを念頭に、リスクコミュニケーションを実施



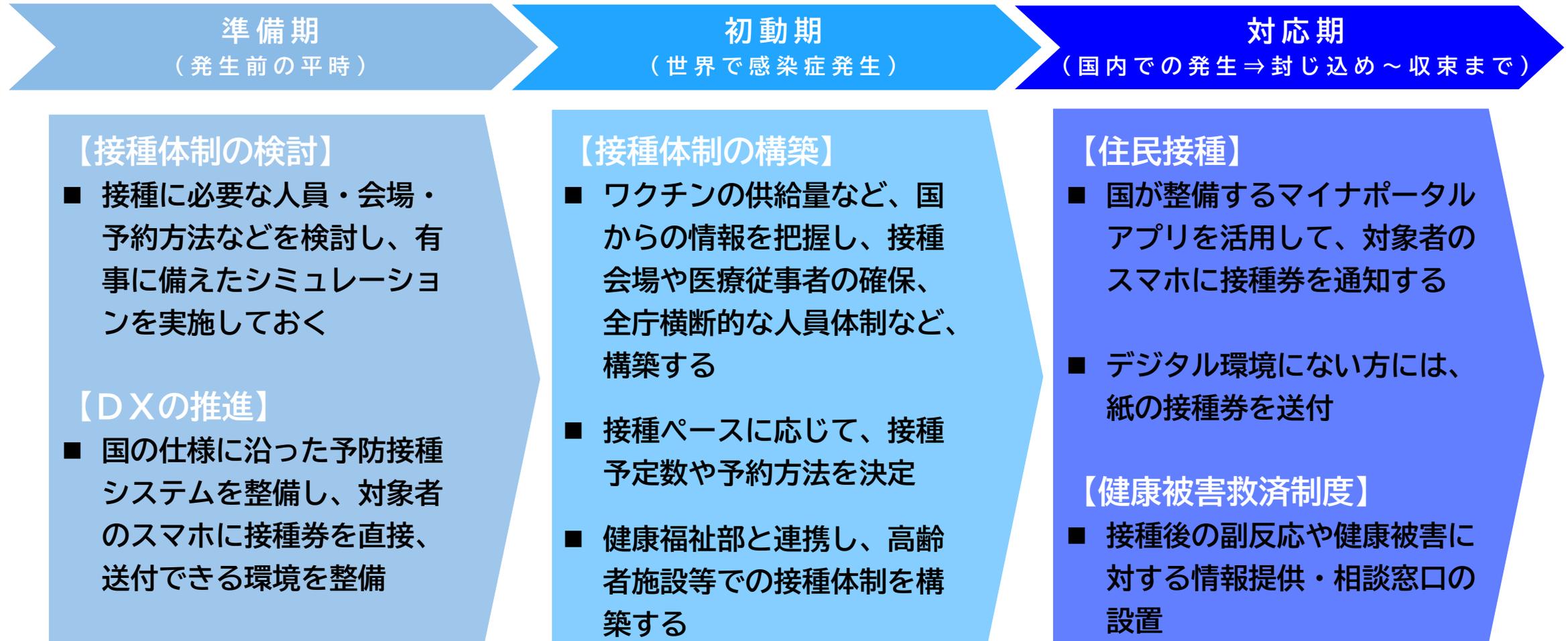
# 3. まん延防止

- 感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療のひっ迫を回避する。
- まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。



## 4. ワクチン

- 個人の感染や重症化を防ぐことで、医療提供体制の維持を図り、健康被害や社会活動への影響を最小限にとどめる
- 平時から接種体制や実施方法を準備し、有事の際は計画した体制に基づき、ワクチン接種を実施



# 5. 保 健

- 平時から県と連携し、迅速な情報共有と連携の基盤づくりを行う
- 有事においては、県が行う感染症対応業務に協力する。

## 準備期 (発生前の平時)

### 【健康観察等への応援体制】

- 県が実施する健康観察に派遣可能な職員（保健師・事務員等）のリスト化やローテーション案などの検討
- 県主催の専門研修へ参加し、感染症の特性や最新の健康観察ツールを習得

### 【消防本部による患者搬送】

- 芳賀広域消防本部においては、平時から感染患者の搬送が可能な体制を整備（病院受入れまでの待機ルール策定 等）

## 対応期 (国内での発生⇒封じ込め～収束まで)

### 【健康観察等への応援体制】

- 準備期に定めた応援派遣体制に基づき、速やかに人員を投入
- 県が実施する生活支援への協力
  - ・ 自宅療養者への食事の提供
  - ・ パルスオキシメーターの支給  
(重症化の早期発見と入院判断)

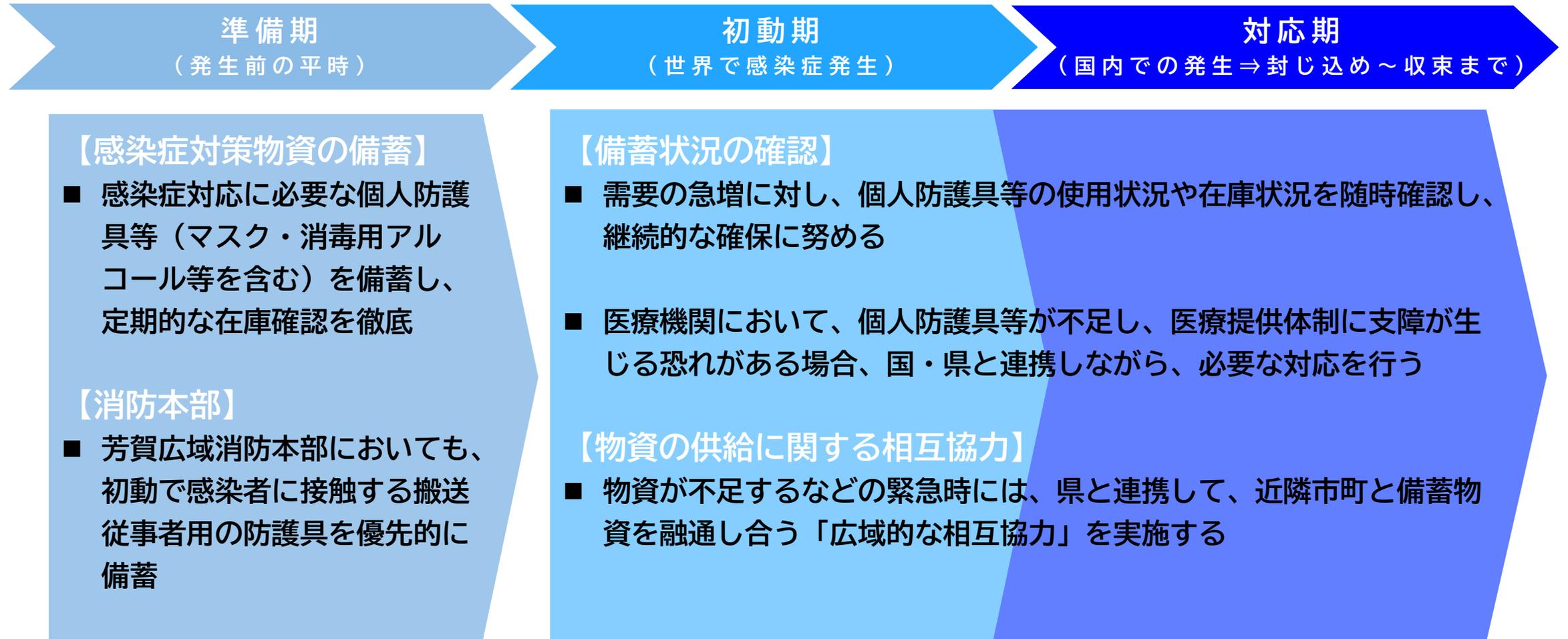
### 【消防本部による患者搬送】

- 県や市と連携し、優先度に基づいた確実な患者搬送を実施



# 6. 物資

- 感染症対策物資の備蓄を推進することで、有事の際、物資の不足による医療の停滞や、感染症対応従事者の生命・健康への影響を防ぐ



# 7. 市民生活・地域経済の安定の確保

- パンデミック時は、市民への健康被害だけでなく、緊急事態措置による地域経済活動への影響も大きい
- 市民や事業者が、事業継続や自発的な感染防止対策を実施できるための取り組みを行っていく

